

令和3（2021）年度決算に基づく
柏崎市健全化判断比率審査意見書

柏 崎 市 監 査 委 員

監 第 1 8 号 の 2
令和 4 年（2022 年）8 月 2 4 日

柏崎市長 櫻 井 雅 浩 様

柏崎市監査委員 土 田 茂 博

柏崎市監査委員 内 山 万 寿 男

柏崎市監査委員 若 井 恵 子

令和 3（2021）年度決算に基づく柏崎市健全化判断
比率審査の結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 3（2021）年度決算に基づく柏崎市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり提出します。

令和3（2021）年度決算に基づく柏崎市健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

令和3（2021）年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和4（2022）年8月4日から同年8月24日まで

3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率が関係法令に準拠して適正に算定されているか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次表の健全化判断比率は適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類も適正に作成されているものと認められる。

区 分	早期健全化基準	健全化判断比率	
		令和3（2021）年度	令和2（2020）年度
① 実質赤字比率	12.09%	—	—
② 連結実質赤字比率	17.09%	—	—
③ 実質公債費比率	25.0%	9.3%	10.0%
④ 将来負担比率	350.0%	18.5%	27.9%

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支額及び連結実質収支額が黒字であることから、「—」で表示している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

実質収支額が黒字であるため、実質赤字比率はマイナスとなっている。早期健全化基準12.09%を下回り、良好な状態を示している。

② 連結実質赤字比率について

連結実質収支額が黒字であるため、連結実質赤字比率はマイナスとなっている。早期健全化基準17.09%を下回り、良好な状態を示している。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は9.3%で、早期健全化基準25.0%を下回っている。着実に改善してきているが、引き続き比率の抑制に努められたい。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は18.5%で、早期健全化基準350.0%を下回り、良好な状態を示している。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

(参考)

① 一般会計等に係る実質赤字比率の状況

(単位：千円)

会計区分	収入済額 ①	支出済額 ②	翌年度繰越財源 ③	令和3(2021)年度 実質収支額 ④ (①-②-③)	令和2(2020)年度 実質収支額	増減
一般会計	53,867,174	50,857,010	266,602	2,743,562	2,002,803	740,759
土地取得事業特別会計	97,954	97,954	0	0	0	0
墓園事業特別会計	10,608	9,673	0	935	1,235	△300
計	53,975,736	50,964,637	266,602	2,744,497	2,004,038	740,459

標準財政規模	標準税収入額等	16,158,944	16,872,346	△713,402
	普通交付税額	6,910,917	5,975,372	935,545
	臨時財政対策債発行可能額	1,833,388	1,309,188	524,200
	計 ⑤	24,903,249	24,156,906	746,343

実質赤字比率 ④/⑤	△11.02%	△8.29%	△2.73%
------------	---------	--------	--------

※実質収支額が黒字である場合、実質赤字比率は負の値で表示。

早期健全化基準	12.09%	12.14%
財政再生基準	20.00%	

② 連結実質赤字比率の状況

A 一般会計等の実質収支額

(単位：千円)

会計区分	収入済額 ①	支出済額 ②	翌年度繰越財源 ③	令和3(2021)年度 実質収支額 ④ (①-②-③)	令和2(2020)年度 実質収支額	増減
一般会計	53,867,174	50,857,010	266,602	2,743,562	2,002,803	740,759
土地取得事業特別会計	97,954	97,954	0	0	0	0
墓園事業特別会計	10,608	9,673	0	935	1,235	△300
計	53,975,736	50,964,637	266,602	2,744,497	2,004,038	740,459

B 公営企業以外の特別会計の実質収支額

会計区分	収入済額 ①	支出済額 ②	翌年度繰越財源 ③	令和3(2021)年度 実質収支額 ④ (①-②-③)	令和2(2020)年度 実質収支額	増減
国民健康保険事業特別会計 (事業勘定)	8,719,261	8,552,575	0	166,686	42,741	123,945
国民健康保険事業特別会計 (直営診療施設勘定)	317,795	317,794	0	1	3	△2
介護保険特別会計	9,435,955	9,225,619	0	210,336	174,333	36,003
後期高齢者医療特別会計	1,010,017	1,008,307	0	1,710	100	1,610
計	19,483,028	19,104,295	0	378,733	217,177	161,556

C 公営企業会計の資金不足・剰余額

会計区分	流動資産 ①	流動負債 ②	算入地方債③	解消可能資金 不足額④	令和3(2021)年度 資金剰余額⑤(①-②-③-④)	令和2(2020)年度 資金剰余額	増減
水道事業会計	3,526,808	608,240	0	0	2,918,568	2,650,489	268,079
工業用水道事業会計	-	-	-	-	-	25,305	△25,305
下水道事業会計	1,770,733	334,902	0	0	1,435,831	1,482,129	△46,298
計	5,297,541	943,142	0	0	4,354,399	4,157,923	196,476

※資金不足が生じない場合、解消可能資金不足額は0で表示。

※工業用水道事業は、令和2(2020)年度末に廃止。

D 連結実質収支額計 (A, Bの各④及びCの⑤の計)	7,477,629	6,379,138	1,098,491
-----------------------------	-----------	-----------	-----------

E 標準財政規模	標準税収入額等	16,158,944	16,872,346	△713,402
	普通交付税額	6,910,917	5,975,372	935,545
	臨時財政対策債発行可能額	1,833,388	1,309,188	524,200
	計	24,903,249	24,156,906	746,343

連結実質赤字比率 (D)/(Eの計)	△30.02%	△26.40%	△3.62%
--------------------	---------	---------	--------

※連結実質収支額が黒字である場合、連結実質赤字収支率は負の値で表示。

早期健全化基準	17.09%	17.14%
財政再生基準	30.00%	

③ 実質公債費比率の状況

(単位：千円)

項 目	令和3(2021)年度	令和2(2020)年度	令和元(2019)年度
① 地方債の元利償還金の額(A-B)	4,616,726	4,532,451	4,780,157
公債費 (一般会計等に係るものに限る) A	5,158,066	5,744,051	5,605,897
繰上償還額及び借換債を財源として償還した額 B	541,340	1,211,600	825,740
② 準元利償還金(C+D+E)	1,816,868	1,946,838	1,965,443
公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金 C	1,796,237	1,926,217	1,941,820
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの D	20,631	20,621	23,623
一時借入金の利子 E	0	0	0
③ 特定財源(F+G+H+I)	347,201	334,712	338,156
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金 F	9,630	10,130	10,630
公営住宅使用料 G	77,274	73,209	93,968
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税 H	249,155	241,924	226,862
その他 I	11,142	9,449	6,696
④ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(J+K+L)	4,219,423	4,285,854	4,517,638
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 J	1,169,015	1,272,847	1,367,149
災害復旧費等に係る基準財政需要額 K	2,997,651	2,962,739	3,098,004
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金(ただし、準元利償還金に係るものは地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る) L	52,757	50,268	52,485
⑤ 標準財政規模(M+N+O)	24,903,249	24,156,906	23,800,568
標準税収入額等 M	16,158,944	16,872,346	16,595,859
普通交付税額 N	6,910,917	5,975,372	5,899,022
臨時財政対策債発行可能額 O	1,833,388	1,309,188	1,305,687
(① + ②) - (③ + ④)	1,866,970	1,858,723	1,889,806
⑤ - ④	20,683,826	19,871,052	19,282,930
実質公債費比率(①+②) - (③+④) / ⑤-④	9.02623%	9.35392%	9.80041%

単 年 度	9.02623%	9.35392%	9.80041%
3 か 年 平 均	9.3%		
早期健全化基準	25.0%		
財政再生基準	35.0%		

④ 将来負担比率の状況

(単位：千円)

項 目		令和3(2021)年度	令和2(2020)年度	増 減
分	1 将来負担額 (A+B+C+D+E)	72,576,776	72,787,508	△210,732
	地方債の現在高 A	46,685,800	47,593,212	△907,412
	債務負担行為に基づく支出予定額 B	3,267,289	3,671,982	△404,693
	公営企業債等繰入見込額 C	17,508,400	16,230,519	1,277,881
	退職手当負担見込額 D	5,115,287	5,291,795	△176,508
	設立法人の負債額等負担見込額 E	0	0	0
子	2 充当可能財源等 (F+G+H)	68,741,994	67,237,275	1,504,719
	充当可能基金 F	16,120,170	13,937,934	2,182,236
	充当可能特定歳入 G	4,222,307	3,918,828	303,479
	・地方債を財源とする貸付金の償還金	32,312	41,544	△9,232
	・公営住宅の賃貸料等	826,010	909,885	△83,875
	・都市計画税収	3,363,985	2,967,399	396,586
	基準財政需要額算入見込額 H	48,399,517	49,380,513	△980,996
	計 (1-2)	3,834,782	5,550,233	△1,715,451
分	3 標準財政規模 (I+J+K)	24,903,249	24,156,906	746,343
	標準税収入額等 I	16,158,944	16,872,346	△713,402
	普通交付税額 J	6,910,917	5,975,372	935,545
	臨時財政対策債発行可能額 K	1,833,388	1,309,188	524,200
	母	4 算入公債費等の額 (L+M+N)	4,219,423	4,285,854
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 L		1,169,015	1,272,847	△103,832
災害復旧費等に係る基準財政需要額 M		2,997,651	2,962,739	34,912
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金 (ただし、準元利償還金に係るものは地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る) N		52,757	50,268	2,489
	計 (3-4)	20,683,826	19,871,052	812,774
将来負担比率 (1-2) / (3-4)		18.5%	27.9%	-9.4%
	早期健全化基準	350.0%	350.0%	